

2009 年 7 月 31 日

報道関係各位

アリアンツ生命保険株式会社

年金原資保証型の変額年金保険「エルデ」を発売

～市場環境の変化に柔軟に対応する運用手法を実現、HSBC プレミアにて販売開始～

アリアンツ生命保険株式会社(本社所在地:東京都港区、代表取締役社長:三宅伊智朗、以下「アリアンツ生命保険」)は、このたび、資産の価格変動の大きさ(ボラティリティ)を所定の水準にコントロールするという、変額年金保険では**日本初***の運用手法を取入れた新商品、一時払変額年金保険(年金原資保証・Ⅱ型)[販売名称:「エルデ」]を発売します。

香港上海銀行と代理店委託販売契約の締結を行い、2009 年 8 月 3 日より、同行のマス富裕者層向け銀行サービスの HSBC プレミアにて本商品の販売を開始します。アリアンツ生命保険では、本商品の取扱金融機関を順次拡大する予定です。

本商品の主な特徴は、以下のとおりです。

- **運用実績にかかわらず年金原資・死亡給付金は基本保険金額(一時払保険料)を最低保証します。さらに、運用実績に応じて最低保証額はステップアップし、以後下がりにません。**
本商品は、据置期間中の運用実績に応じて年金原資・死亡給付金の最低保証額がステップアップする、年金原資保証型の一時的変額年金保険です。運用実績にかかわらず、年金原資・死亡給付金は基本保険金額(一時払保険料)と同額が最低保証され、さらに運用が好調であれば、この最低保証額が基本保険金額(一時払保険料)の 105%から 150%の範囲内で、5%刻みでステップアップします。一度上がったステップアップ保証額は下がりにません。
- **変額年金保険で日本初*の運用手法を取入れた特別勘定で、市場環境の変化に柔軟に対応します。**
本商品の特別勘定では、資産の価格変動の大きさ(ボラティリティ)を所定の水準にコントロールする、変額年金保険では日本初*の運用手法を取入れています。ボラティリティに応じて資産の配分比率を毎週自動的に見直すことで、ボラティリティを所定の水準にコントロールし、安定した運用成果の実現を目指します。

金融危機の中において、お客さまが資産運用に対して持つ「運用実績が不調で資産が減り続ける不安」・「運用実績が好調でも、いつ下がるかわからない不安」・「変動の激しい市場で資産運用を始めることへの不安」は強まり、投資におけるリスク回避志向が高まっています。新商品「エルデ」は、年金原資の最低保証・ステップアップ保証機能に加え、市場環境の変化に対応した運用を実現しており、お客さまは、安心して長期的に資産を運用いただけます。

・アリアンツ生命保険代表取締役社長三宅伊智朗のコメント

「お客さまの年金へのニーズにお応えするため、アリアンツ生命保険は、今後も引続き年金原資保証タイプの商品を安定的にご提供していきます。さらに、あらゆるお客さまのニーズを満たす多様な保険商品の開発に取組み、商品ラインアップの拡充を進めていく予定です。」

*2009 年 7 月 31 日現在。アリアンツ生命保険調べ。

以上

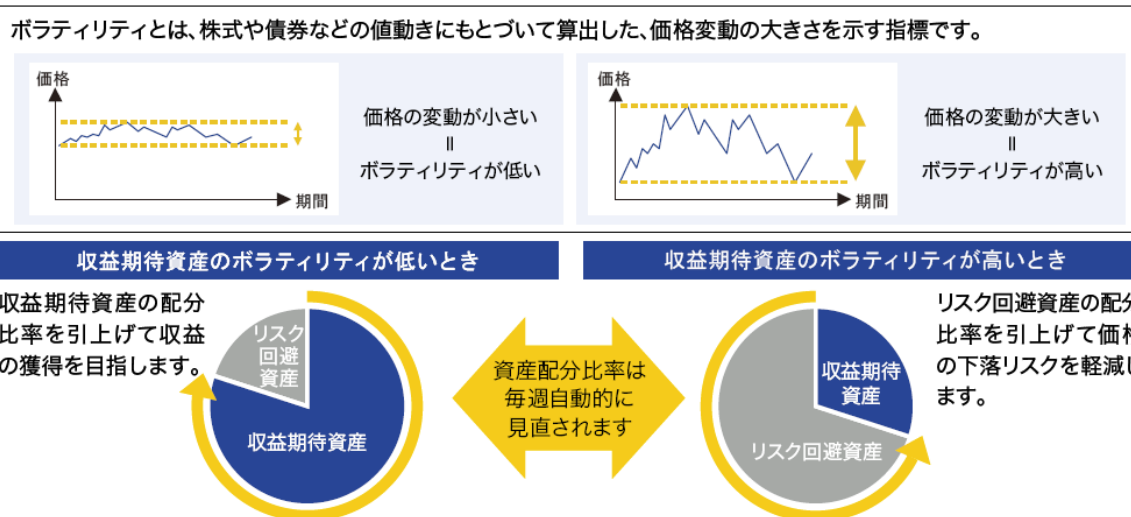
< 本件に関するお問合せ先 >

アリアンツ生命保険株式会社 広報担当

Tel 03-4588-1505 Fax 03-4588-1511

商品概要

- 運用実績にかかわらず、年金原資・死亡給付金は基本保険金額(一時払保険料)と同額が最低保証されます。運用が好調であれば、年金原資・死亡給付金の最低保証額が基本保険金額(一時払保険料)の105%から150%の範囲内で、5%刻みでステップアップします。
ステップアップ保証額は据置期間中、毎日判定され、一度ステップアップした最低保証額は以後下がることはないため、運用成果を確保できます。
- 特別勘定を、収益の獲得を目的とする「収益期待資産」と、資産の減少リスクの回避を目的とする「リスク回避資産」で構成し、これらの資産の配分比率を毎週自動的に見直します。
収益期待資産の価格の変動が小さいとき(ボラティリティが低いとき)は収益期待資産の配分比率を引上げ、収益の獲得を目指します。また、収益期待資産の価格の変動が大きいとき(ボラティリティが高いとき)は、リスク回避資産の配分比率を引上げ、価格の下落リスクを軽減します。



	資産種類 (組入比率)			
	日本株式 (5%)	外国株式 (為替ヘッジあり) (30%)	日本債券 (15%)	外国債券 (為替ヘッジなし) (50%)
収益期待資産				
リスク回避資産	短期金融資産 (—)			

ご契約のお取扱い

契約年齢 (被保険者の年齢)	0 歳～75 歳(満年齢)
一時払保険料 (基本保険金額)	200 万円～5 億円(1 万円単位) ※ 被保険者単位で通算します。同一被保険者で、アリアンツ生命の定める年金保険を複数ご契約の場合、それぞれの基本保険金額を通算して5 億円をこえることはできません。
保険料払込方法	一時払のみ
据置期間	10 年～90 年(1 年単位) ※ 年金支払開始時の被保険者の年齢が 90 歳をこえることはできません。 ※ 据置期間の変更はできません。
年金種類 / 年金支払開始年齢	保証期間付終身年金 / 50 歳～90 歳 保証期間付終身年金(年金総額保証型) / 50 歳～90 歳 確定年金 / 10 歳～90 歳
付加できる特約	遺族年金支払特約
増額	お取扱いしません。
クーリング・オフ	お申込者またはご契約者は、ご契約のお申込日からその日を含めて 8 日以内(消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

HSBC グループ

HSBC グループの持株会社である HSBC ホールディングス plc は英国に本部を置いています。HSBC グループは世界で 1 億の顧客に対してサービスを提供しております。HSBC グループは、ヨーロッパ、アジア太平洋地域、アメリカ大陸、中東、アフリカにまたがる 86 の国と地域に 9,500 を超える拠点を擁し、2008 年 12 月末現在 2 兆 5,270 億米ドルの総資産を持つ世界有数の金融グループです。

日本における香港上海銀行

HSBC グループの母体行である香港上海銀行(本店・香港)は、日本で 140 年以上営業を続けており、事実上、日本で最も長い歴史を持つ銀行です。現在、東京と大阪に支店を展開しています。法人向けの金融業務、プライベートバンク業務や HSBC プレミアなどの個人向け金融業務を提供しています。

HSBC プレミア

HSBC グループの個人向け金融業務で、成長が著しいマス富裕層にグローバルな個人向けウェルスマネジメント・サービスを提供しています。2000 年にサービスを開始し、2007 年 5 月には、サービス内容などを一新したインターナショナル・サービスを開始しました。すでに、世界の 43 の国と地域で 300 以上の HSBC プレミアセンター(店舗)が設置されており、260 万人以上の顧客にサービスを提供しています。世界中どこにいても自国にいるような感覚で利用できる銀行サービスであり、日本では、お預り資産残高が 1,000 万円以上のマス富裕層のお客様のための専門銀行サービスとして、クオリティーの高い個人向けウェルスマネジメント・サービスを提供します。日本では、2008 年 1 月にサービスを開始しました。これまでに赤坂、銀座、広尾、丸の内、横浜、池袋、神戸に HSBC プレミアセンターが開設されており、日本全国の HSBC プレミアセンターの支店網は 7 店舗です。

本商品についてご確認いただきたい事項

投資リスクについて

- この商品では、お払込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を積立金として特別勘定で運用します。特別勘定は、国内外の株式および債券を主な投資対象とする投資信託などに投資することにより運用を行います。
- この商品では、運用実績が直接、死亡給付金額、解約返戻金額および将来の年金額などに反映されることから、投資の対象となる株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、解約返戻金額などのお受取りになる金額の合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは、ご契約者に帰属することになります。

諸費用について

- 「エルデ」にかかる費用の合計額は、「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」、「年金管理費」の合計額となります。

契約初期費用	一時払保険料に対して 5%を、特別勘定への繰入時に一時払保険料から控除します。
保険契約関連費用	特別勘定の資産総額に対して年率 2.65%の 1/365 を毎日控除します。
資産運用関連費用※	特別勘定において主な投資対象とする投資信託の信託財産に対して年率 0.197925%(税抜 0.1885%)以内の日割額を、信託報酬として毎日控除します。
年金管理費※※	支払年金額に対して 1%を、年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。

※ 資産運用関連費用(信託報酬率)は、収益期待資産とリスク回避資産の配分比率の変動などにより増減します。記載の数値は、収益期待資産の配分比率を 100%として、収益期待資産の組入比率で主な投資対象とする各投資信託に投資した場合のものです。

資産運用関連費用として、信託報酬のほかに、監査報酬、信託事務の諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。

※※ 遺族年金支払特約による年金のお支払いについても同様のお取扱いです。

このプレスリリースは「エルデ」の概要をご説明するものです。「エルデ」のご検討・お申込みに際しましては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」等をご覧ください。